

# 茨木市次期ごみ処理施設整備方針検討業務委託仕様書

## 1 総則

本仕様書は、茨木市（以下「本市」という。）が委託する茨木市次期ごみ処理施設整備方針検討業務に適用する。

受託者は、本仕様書の内容を遵守するとともに、本市に提出する業務実施計画書に基づき業務を実施するものとする。

## 2 業務の目的

本業務は、茨木市における次期ごみ処理施設整備の基本的な方向性を定めるに当たり、関係法令を遵守し、関連する上位計画等を踏まえ、情報の収集や整理、検討、取りまとめ等を行う。将来計画されるごみ処理施設整備や運営に向けて必要となる基本的事項を整理するとともに、今後の施設整備が円滑に図れるよう基礎資料として整備方針を検討する。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 業務内容

現行の処理施設が令和22年度までの稼働予定であることから、令和23年度から稼働予定の処理施設の整備に向けた整備方針を策定する。

### (1) ごみ処理現況及び将来推計

#### ア ごみ処理状況の把握

ごみ処理体制、ごみの種類別の発生量、ごみの性状、ごみ処理の実績及び施設の状況等を把握する。

#### イ 将来推計

計画目標年次までのごみ量、ごみ質に関する長期見通しを検討する。推計は計画目標年次から7年後を超えない範囲で実施する。また、広域処理を予定している摂津市のごみ量についても推計を実施する。

### (2) ごみ処理技術の動向調査

ごみの焼却、熔融、熱分解、RDF（固形燃料化）、メタンガス化等の廃棄物系バイオマス利活用等について最新の技術的動向を把握する。

#### ① 廃棄物、資源化物の運搬・輸送システムの技術動向調査

#### ② 中間処理の技術動向調査

#### ③ 資源化・再利用施設の技術動向調査

#### ④ 焼却灰・飛灰処理に関する技術動向調査

#### ⑤ 最終処分の技術動向調査

### (3) 施設整備手法の検討

#### ア 施設規模の検討

「環境適発第 24032920 号 循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模に

ついて（通知）」に基づき必要な施設規模を検討する。

イ 処理技術の適用性の検討

前項の結果に基づいて施設規模を設定し、ごみ処理技術の最新動向を踏まえて適用可能なごみ処理技術の信頼性、安全性、経済性等について検討する。

ウ 課題の整理

施設整備に当たっての課題（分別項目の変更、ごみ減量、事業スケジュール、有料化、さらなる広域化、災害廃棄物処理等）について整理する。

(4) 建設候補地の概況整理

想定される建設候補地の概況（立地、法的規制、インフラ条件等）を整理するとともに、施設建設時の留意事項を取りまとめる。

(5) 事業スケジュールの検討

施設整備を進めるに当たって必要な計画支援事業及び手続きを考慮し、施設稼働までのスケジュールを立案する。

(6) 施設整備方針

これまでの検討結果に基づき施設整備方針として取りまとめる。

(7) その他計画支援業務

ア 必要に応じて廃棄物減量等推進審議会（2回程度開催を予定）等への同席

イ 必要に応じての審議会等における補足説明等支援

ウ 審議会等への資料作成及び会議録作成支援

エ その他必要な事項

## 5 業務管理

(1) 提出書類

受託者は、契約締結後、次の書類を提出すること。

ア 取扱責任者及び業務従事者届

イ 業務技術者届及び経歴書

ウ 業務着手届

エ 業務実施計画書

オ その他本市が必要と認める書類

(2) 進捗管理

ア 本業務の進捗状況の確認及び業務行程における問題や課題の共有・解決等のため、本市から要請があった場合及び受託者が必要であると判断した場合に打合せを実施（おおむね月1回程度を想定だが応相談）し、打合せから3営業日以内に議事録を提出すること。

イ 本市が業務の途中で中間報告を求めたときは、受託者は中間成果を取りまとめ報告すること。

ウ 上記のほか、本業務の進め方等について、本市担当者と随時綿密な連絡調整を行うこと。

## 6 業務の完了

(1) 受託者の業務は、次に掲げる成果物を全て本市に納入することによって完了とする。

ア 基礎調査報告書（A4版） 紙媒体 20冊

イ 上記の成果物及びその他本業務に関連して作成した資料等のデータを記録した電子媒体：CD-R等2セット

電子媒体については、ワード・エクセル・パワーポイントなどの本市が編集可能な形式とする。

(2) 受託者は、成果品を納入する際は本市の検査を受けなければならない。検査の結果、受託者の責めに帰すべき理由による成果品等に不良箇所が発見された場合は、受託者は、速やかに本市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を速やかに行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

## 7 関係法令等

本業務の履行にあたっては、本仕様書及び契約書の他、関係法令、条例、規則、規定等に基づいて実施するものとする。

## 8 業務の履行

(1) 受託者は、本業務の実施にあたり、公平・中立な立場から信頼できる理論、技術、文献及び数値等を用いるとともに、受託者の知見を発揮して、業務を誠実に履行するものとする。

(2) 本仕様書に明記されていない事項であっても、業務の履行上、必要と考えられるものは、発注者と受託者との協議の上、受託者の責任において実施するものとする。

(3) 本業務の履行に際しては、発注者と十分な協議、調整を行い、業務の履行に支障のないよう努めるものとする。

## 9 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受託者が行うものであるが、発注者が所有し、業務に利用できる資料は、これを貸与する。

この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ、発注者に提出し、必要がなくなったとき又は業務完了時には速やかに返却すること。ただし、電子媒体による資料についてはこの限りではない。

## 10 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして中立性を厳守しなければならない。

## 11 関係官公庁等との協議

受託者は、本業務の遂行上、広域化や交付金等に関する事など関係官公庁等との協議を必要とする時や、発注者から協議への同行を求められた時には誠意をもってこれにあたり、必要に応じて協議資料や議事録作成等の支援を行うものとする。

## 12 コンピューターウイルス対策

- (1) ウイルスの検知、リアルタイム保護、検疫機能などの機能を有するウイルス対策ソフトウェアを、全てのサーバー及びクライアント端末に導入及び常駐させること。
- (2) パターンファイルの更新については、パターンファイルが公開された時点で迅速に適用できる仕組みを用意すること。
- (3) ウイルス対策ソフトウェアは、ウイルス検出時には担当者に迅速に通知すると同時に、駆除・削除する機能を有すること。
- (4) 年間のスケジュールを作成し、定期的にウイルスチェックを行うこと。

## 13 注意事項

- (1) 受託者は、個人情報保護に関する法律等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- (2) 本業務の実施により得られた成果物の著作権、著作権等の一切の権利は、全て本市に帰属する。
- (3) 本仕様書に記載している業務の全部又は一部を本市の許可なく、第三者に委託してはならない。
- (4) 本業務の実施に必要な一切の費用は、この仕様書に明記のないものであっても、受託者の負担とする。

## 14 その他

受託者は、本業務の遂行にあたり、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書に定め難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、本市担当者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。